

株式会社G F「（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」に対する意見について

令和 7 年 2 月 1 2 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、環境影響評価法第 3 条の 6 の規定に基づき、「（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」について、株式会社G F に対し、環境の保全の見地からの意見を述べた。意見内容は別紙のとおり。

（参考）当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 高知県香美市及び長岡郡大豊町
- ・原動力の種類 : 風力（陸上）
- ・出 力 : 最大 1 5 4 , 8 0 0 k W

2. これまでの環境影響評価に係る手続

計画段階環境配慮書受理	令和 6 年 1 1 月 1 8 日
環 境 大 臣 意 見 受 理	令和 7 年 1 月 3 1 日
経 済 産 業 大 臣 意 見	令和 7 年 2 月 1 2 日

問合せ先：電力安全課 木全、中村
電話 0 3 - 3 5 0 1 - 1 7 4 2 （直通）

株式会社G F「（仮称）嶺北香美ウィンドファーム事業に係る計画段階環境配慮書」
に対する意見

1. 総論

（1）対象事業実施区域の設定

対象事業実施区域の位置及び規模の検討や、風力発電設備及び附帯設備（以下「風力発電設備等」という。）の構造及び配置（以下「配置等」という。）の検討においては、現地調査を含めた必要な情報の収集及び把握を適切に行い、計画段階配慮事項に係る環境影響の重大性の度を整理し、事業計画等に反映させること。

（2）累積的な影響

事業実施想定区域（以下「想定区域」という。）及びその周辺において、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、本事業とこれらの風力発電所による累積的な影響が懸念される。

このため、既存の風力発電設備等に対するこれまでの調査等から明らかになっている情報の収集、環境影響評価図書等の公開情報の収集、他の事業者との情報交換等に努め、累積的な影響について適切に調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討すること。

（3）環境保全措置の検討

環境保全措置の検討に当たっては、環境影響の回避又は低減を優先的に検討し、環境影響の回避又は低減が困難な場合にあっては、代償措置を検討すること。

（4）事業計画の見直し

上記（1）から（3）のほか、「2. 各論」において、本事業の実施による重大な環境影響を回避する、又は十分に低減することができない場合は、風力発電設備等の配置等の再検討、対象事業実施区域の見直し及び基数の削減を含む事業計画の見直しを行うこと。

（5）関係機関等との連携及び地域住民等への説明

本事業計画の今後の検討に当たっては、関係機関等との調整を十分に行った上で、方法

書以降の環境影響評価手続を実施すること。また、地域住民等に対し丁寧かつ十分な説明を行うこと。

2. 各論

(1) 土地の改変に伴う自然環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、森林法（昭和26年法律第249号）に基づき指定された土砂流出防備保安林及び砂防法（明治30年法律第29号）に基づき指定された砂防指定地等が存在することから、土地の改変に慎重を要する地域である。

このため、関係機関等と調整の上、土砂及び濁水の流出等による動植物の生息・生育環境や河川・沢筋等の自然環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、これらの結果を踏まえ、風力発電設備等の配置等を検討することにより、土砂の崩落又は流出の可能性の高い箇所の改変を回避するとともに、土地の改変量を可能な限り抑制し、自然環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

(2) 水環境に対する影響

想定区域及びその周辺には、河川、沢筋、水道の取水地点及び森林法に基づき指定された水源かん養保安林等が存在していることから、本事業の実施に伴う工事中の土砂及び濁水の流出等による水環境への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、土砂及び濁水の流出等による水環境への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、改変区域と河川、沢筋及び取水地点の距離の確保、工事中の土工量の抑制、沈砂池の設置等を行い、土砂及び濁水の流出を最小限に抑えること等により、水環境への影響を回避し、又は極力低減すること。

(3) 鳥類に対する影響

想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づき国内希少野生動植物種に指定されているクマタカ等の生息が確認されているほか、サシバ等の主要な渡り経路となっている可能性があることから、風力発電設備への衝突、移動の阻害等による鳥類への重大な影響が懸念される。

このため、風力発電設備の配置等の検討に当たっては、専門家や関係機関等と十分な調

整を行うとともに、鳥類への影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、環境保全措置を講ずることにより、鳥類への影響を回避し、又は極力低減すること。

（４）動植物及び生態系に対する影響

想定区域の周辺では「環境省レッドリスト2020」に絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている四国山地のツキノワグマの生息が確認されているが、推定生息頭数が16～24頭という研究結果があり、絶滅のおそれが極めて高い。また、想定区域及びその周辺には、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第2回～第5回調査（植生調査）で特定植物群落に選定された「青ザレ山と周辺の植生」並びに同調査の第6回及び第7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされたササ群落（Ⅳ）及びシラキブナ群集等の植生が存在していることから、本事業の実施による動植物及び生態系への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により自然度の高い植生等が存在する区域を明らかにした上で、動植物及び生態系への影響について適切に予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、既存道路及び無立木地等を活用すること等により、自然度の高い植生等の改変を回避し、又は極力低減すること。

（５）景観に対する影響

想定区域及びその周辺には、高知県立自然公園条例（昭和33年高知県条例第5号）に基づき指定された奥物部県立自然公園及び梶ヶ森県立自然公園が位置しているほか、想定区域の周辺には、自然公園法（昭和32年法律第161号）に基づき指定された剣山国定公園が位置しており、当該自然公園内には「梶ヶ森」、「綱附森」等の主要な眺望点が存在していることから、本事業の実施により、これらの主要な眺望点からの眺望景観への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、現地調査により主要な眺望点及び利用施設からの眺望の特性、利用状況等を把握した上で、フォトモンタージュ等を作成し、垂直見込角、主要な眺望方向及び水平視野も考慮した客観的な予測及び評価を行うこと。また、その結果を踏まえ、眺望景観への影響を回避し、又は極力低減すること。さらに、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、重要な眺望景観につい

て、当該自然公園及び施設の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

（６）人と自然との触れ合いの活動の場に対する影響

想定区域には、「奥物部県立自然公園 笹縦走線」が存在しており、本事業の実施に伴う直接改変による影響のほか、稼働時の騒音及び風車の影、景観変化等による主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。

このため、風力発電設備等の配置等の検討に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の状態、利用の状況等を把握した上で、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、事業の実施による影響を回避し、又は極力低減すること。また、事業計画の具体化並びに調査、予測及び評価に当たっては、当該人と自然との触れ合いの活動の場の管理者、地方公共団体その他の関係機関、地域住民等の意見を踏まえること。

以上の検討の経緯及び内容について、方法書以降の図書に適切に記載すること。